

札幌市消防局職員の処分について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 事案の概要

被処分者は、令和4年6月から令和5年3月までの間、無許可で風俗店の受付業務に従事し、総額約90万円の収入を得て、営利企業等への従事制限を定める地方公務員法第38条の規定に違反した。

このことは、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反し、消防職員としてあるまじき行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

令和5年5月26日（金）

3 被処分者

消防局白石消防署 消防士（一般職） 男性 20歳代

4 処分内容

停職3月（処分同日付で依願退職）

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、平成 31 年 2 月から令和 2 年 5 月にかけて、当時自身が担当する地区で生活保護を受給していた女性に対し、職務時間外に私用の携帯電話から当該女性の携帯電話宛てに SMS（ショートメッセージサービス）で複数回に渡って私的な内容を含むメッセージを送信し、その中でプライベートでの面会を求めた。

また、家庭訪問時などに、当該女性を複数回食事に誘うなどの公私混同の不適切な行為により、多大な不快感を与えた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

令和 5 年 5 月 26 日（金）

3 被処分者及び処分内容等

清田区（当時：東区） 一般職 男性 50 歳代 停職 2 月
（処分同日付で依願退職）

4 管理監督責任

子ども未来局（当時：東区） 課長職 男性 口頭厳重注意
保健福祉局（当時：東区） 係長職 男性 文書厳重注意